

農地中間管理機構設置に関する意見書

昨年12月の臨時国会において、農地中間管理機構の設置関連法案が可決されました。

北海道においては、農業委員会や公益財団法人北海道農業公社の努力により耕作放棄地も少なく、地域農業の振興に向けた農地の移動等の努力が行われてきたところです。

この度の法改正等において、農地中間管理機構の設置に当たっては、農業委員会が農地の出し手の意向を確認するとし、また、農地集積にかかわっては、市町村がその業務の一部を受託するとされています。しかし、農地中間管理機構及び市町村並びに農業委員会がどのような関係になるのか十分に明確にされておらず、また、農地貸借についての最終的な判断は知事に委ねられるとされていることから、市町村や農業委員会のかかわりが排除されてしまうという問題も含まれています。

また、法律には事業目的の一つとして農業への参入の促進が明記されています。販売力や資金調達力のある企業の参入が優先されることで、地域の農家は関与しにくくなるおそれがありますが、優良な農地を守るためには地域の意向を反映させることが重要です。

よって、国におかれましては、農地中間管理機構の設置に当たり、市町村及び農業委員会の意向を尊重し、十分反映するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣